

## 改修内容及びバージョンアップの方法について

### 1 改修内容

#### (1) 商業・法人登記手続における申請書様式の廃止

令和4年9月1日の改正会社法の施行に基づく支店所在地における登記の廃止に伴い、商業・法人登記手続における支店所在地における登記に係る申請書様式(支店の登記同時申請用等)を廃止することとし、同日以降使用不可とします。廃止対象様式の一覧については、[こちら](#)を御覧ください。

#### (2) 商業・法人登記手続における申請書様式の変更

- ① 以下の申請書様式において、申請人欄に「職務執行者」に関する情報を入力するための項目を追加します。
- ・登記申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
  - ・登記申請書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等
  - ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)
  - ・登記申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社(電子証明書発行同時申請用)
  - ・登記申請書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等(電子証明書発行同時申請用)
  - ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
  - ・登記事項提出書(登記申請用)(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
  - ・登記事項提出書(登記申請用)(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等
  - ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
  - ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等
  - ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)
- ② 以下の申請書様式において、支店所在地における登記の申請等に用いる支店等に関するプルダウンリストから支店の項目を削除及び支店等の所在地入力欄に係るツールチップの記載を修正します。
- ・登記申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
  - ・登記嘱託書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
  - ・登記事項提出書(登記申請用)(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
  - ・登記事項提出書(登記嘱託用)(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
  - ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社,

合同会社, 外国会社

・QRコード(二次元バーコード)付き書面嘱託書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社

③ 以下の申請書様式において、従たる事務所所在地における登記の申請に用いる従たる事務所の所在地入力欄を削除します。

・登記申請書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等

・登記嘱託書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等

・登記事項提出書(登記申請用)(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等

・登記事項提出書(登記嘱託用)(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等

・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等

・QRコード(二次元バーコード)付き書面嘱託書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等

④ 以下の申請書様式において、「取下申請種別」項目又は「取下嘱託種別」項目を削除します。

・取下書(登記申請書共通)

・取下書(登記嘱託書共通)

(3) 供託手続における申請書様式の変更

令和4年9月1日の改正供託規則の施行に伴い、以下の様式をこれに対応するよう変更します。

・供託書(金銭供託)(1)地代家賃弁済【署名要】

・供託書(金銭供託)(2)裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名要】

・供託書(金銭供託)(3)営業保証【署名要】

・供託書(金銭供託)(4)給与債権執行【署名要】

・供託書(金銭供託)(5)その他【署名要】

・供託書(振替国債供託)(1)裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名要】

・供託書(振替国債供託)(2)営業保証【署名要】

・供託書(振替国債供託)(3)その他【署名要】

・供託書(金銭供託)(1)地代家賃弁済【署名不要】

・供託書(金銭供託)(2)裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名不要】

・供託書(金銭供託)(3)営業保証【署名不要】

・供託書(金銭供託)(4)給与債権執行【署名不要】

・供託書(金銭供託)(5)その他【署名不要】

・供託書(振替国債供託)(1)裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名不要】

・供託書(振替国債供託)(2)営業保証【署名不要】

・供託書(振替国債供託)(3)その他【署名不要】

## 2 バージョンアップの方法

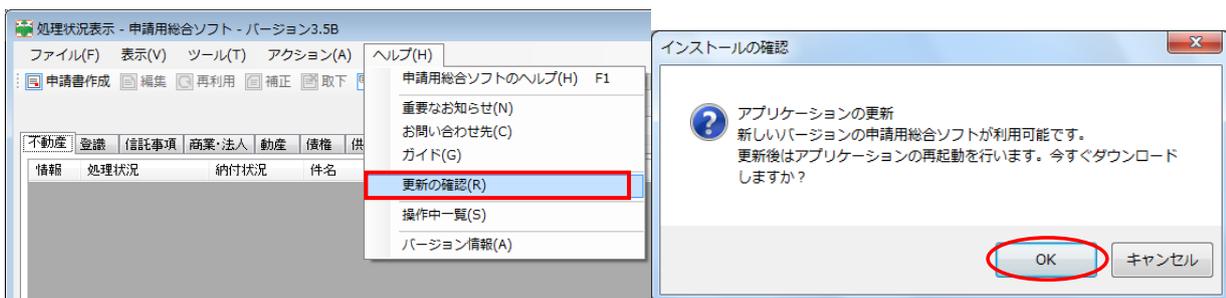
令和4年8月31日(水)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動する

と、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。バージョンアップしていない申請用総合ソフトは利用することができませんので、予めバージョンアップするようにしてください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



※1 この方法でバージョンアップすることができない場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※2 「このアプリケーションをインストールしますか？」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

### 3 注意事項

(1) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダに問い合わせ**

せてください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。

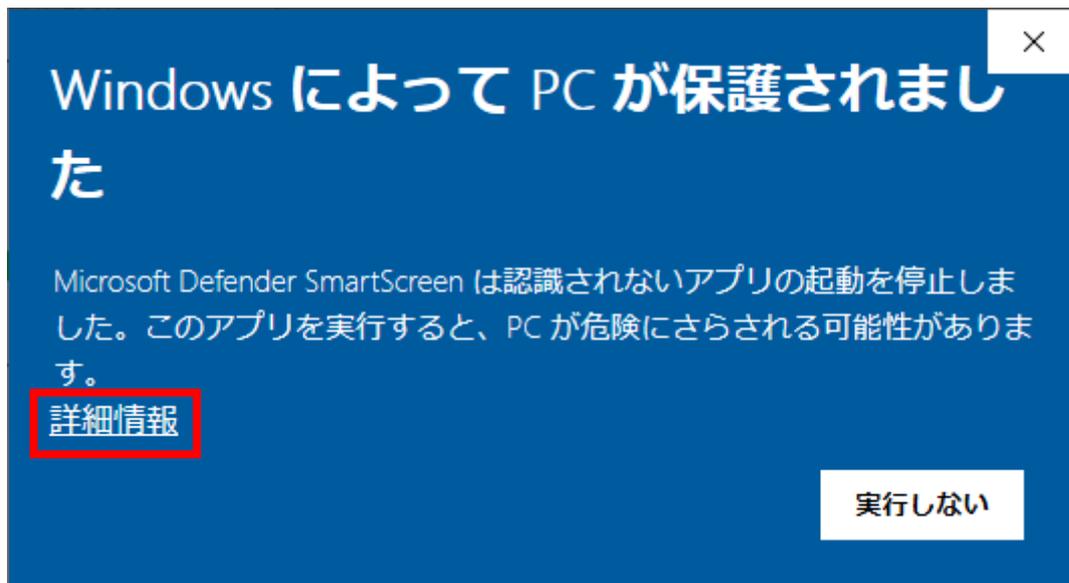
上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。

(2) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際、御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象は Windows から提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプリケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。





### (3) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合、通信エラーが発生するため、申請用総合ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また、共同利用する PC にインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合、申請用総合ソフトの起動や申請書へ操作(申請書の保存、ファイルの添付など)を行った際に、エラーとなる可能性があります(※)。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場合がありますので、御留意願います。